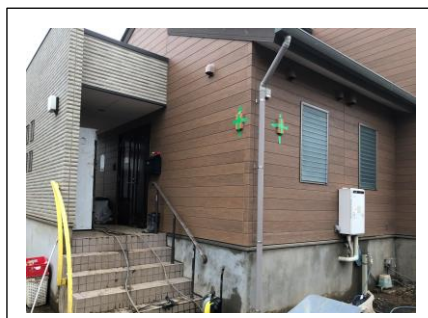


けやきの郷台風被害視察報告

全日本自閉症支援者協会・日本自閉症協会 石井啓

2019年10月19日(土)に、松上全日本自閉症支援者協会会長と私で、今回の台風19号によって大きな被害のあった埼玉県川越市の社会福祉法人けやきの郷へ、その被害状況の視察に伺いました。

最初に見たのは、グループホームの入り口で、外からでしたが窓の高いところに水位の達した跡がありました。グループホームの建物は、元々浸水対策として1メートル程嵩上げされており、そこから図ると水位の高さは3メートル以上になる訳で、今回の浸水被害が如何に凄まじかったかが、その一端が知れました。



けやきの郷は、このグループホームのほか、障害者支援施設初雁の家をはじめ就労継続A型事業所やまびこ製作所、ワークセンター、相談支援事業所等が同じエリアにあり、全て浸水被害に遭ったということです。唯一被害を免れたのは、2階に事務所のある埼玉県発達障害者支援センターまほろばで、そこを対策本部にされているということでした。その対策本部で、阿部理事長ほか伊得統括事業本部長はじめ幹部職員の方々にご対応頂き、ご利用者の避難状況や今現在お困りのことなどをお聞きしました。

台風当日の様子



台風当日は、大雨がおさまり一息ついたところで、浸水が始まったということです。後から分かったことですが、大雨後の増水で近くを流れる越辺川の堤防が決壊し、けやきの郷のある区域一帯が文字通り洪水になったのでした。入所施設のご利用者は、半数が週末帰宅で帰省していましたが、残った方々は大事をとって先に避難をしていたということです。しかしグループホームに入居されて

いる方々は、大雨の最中は浸水がなかったので、元々床を嵩上げしての浸水対策も為されていたこともあり、職員の方々も避難しなくても大丈夫だろうと考えられて、結果的に浸水被害に遭い避難が遅れてしまって、2階に逃れていたところをボートで救助されたということでした。

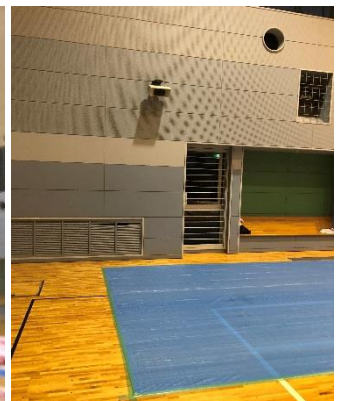
避難先での生活状況

現在、グループホームの12人と施設入所の21人が避難生活を強いられているところです。グループホームの方々は、川越市内の高齢者デイサービス事業所が事業廃止した後の建物を運よく無償で借りることができ、そこで合宿所のような生活をされていました。もともとグループホームの入居者ということもあり身辺的な自立はある程度されているのと、建物環境として個室こそありませんが、生活感のあるリビングや畳敷きの小上がりなどがあり、制約がありながらもどこか安らげる暮らしぶりが見えたのは、救われるところだと感じられました。それもけやきの郷の職員の方々が、少しでもご利用者の方々の避難生活の苦しさを緩和できるかという様々な工夫や努力をされた結果だということもまた強く伝わってきました。大きな問題としては、仕事や作業などの日中活動が全くできないということです。けやきの郷のグループホームで生活されている方々は、昼間はけやき製作所やワークセ



ンターなどに通って仕事や作業をされているのですが、今回の台風でそれらの事業所も浸水被害に遭い、全く機能できなくなってしまいました。これはご利用者の方々にとっては、大きなストレスになると思われます。

一方施設入所の方々が避難された先は、川越市社協の運営する社会福祉センターの中の体育館のようなホールで、こちらは先のデイサービス事業所建物とは違って、仕切りもない大きな空間に21人のご利用者が雑魚寝を強いられている、いかにも避難所といった体でした。大人数が一斉に避難されたので致し方ないと思われませんが、雨風はしのげるも



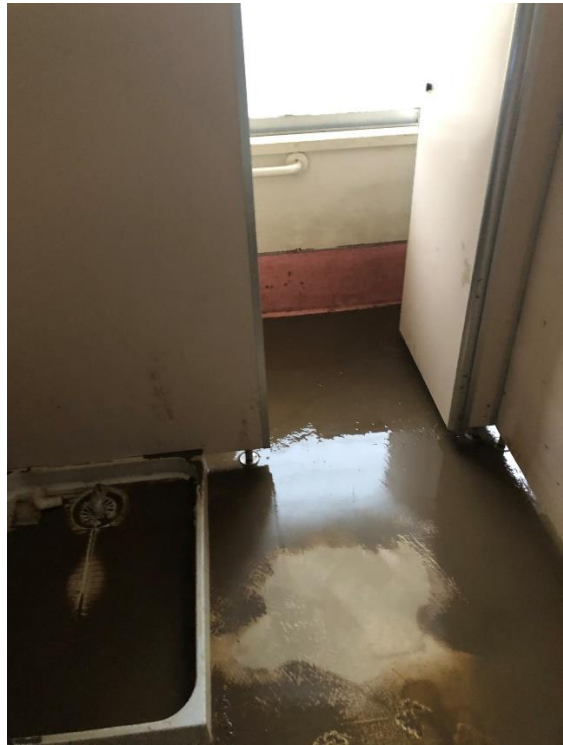
この、常に他者の目のある空間のなかには、寛ぎを得られる場所が見当たりませんでした。そのためか、職員の方のお話しによると、トイレ通いが頻回になっているご利用者が多く、その付き添いに追われて（今のところ24時間体制で支援に入っているそうです）職員が疲弊しているとのことでした。またグループホームの方々と同様に、日中活動を行えないので、1日中この避難所の中に居なければならないことへのストレスが、行動障害のような反応となって出てくる可能性も危惧されるようです。

浸水被害の状況

浸水被害に遭った施設建物も順次視察しました。いずれの建物も、1階部分は全て天井近くまで浸水し、ほとんどの設備備品が水没して使用不能になったということです。視察時には水も引き、中の瓦礫や泥、ゴミと化した荷物は災害ボランティアの手でほとんどが外へ出されており、建物内に入ることが出来ました。その惨状は、言葉にするより写真を見ていただいた方が伝わると思われますので、写真を掲載します。



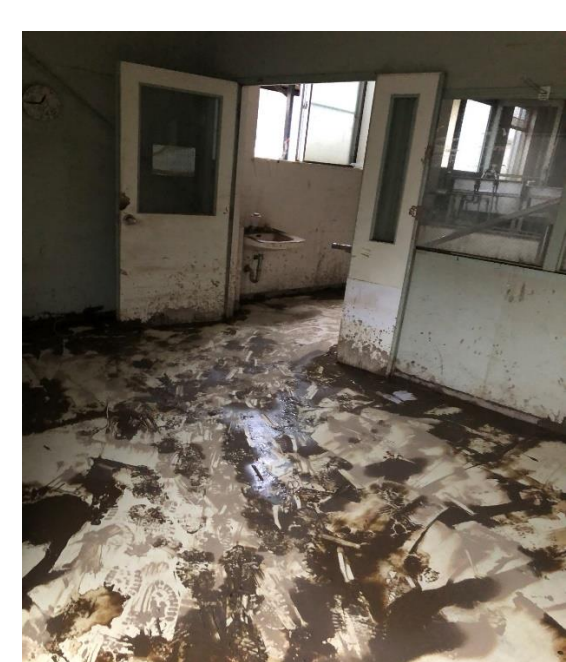
















このように、水が引いても到底すぐにご利用者の方々が戻ってこられる状態ではなく、洗浄や修繕、設備の入れ換え等が必要で、それらには短くても2カ月はかかるだろうとのこと。またこれらの被害総額はまだ積算されていませんが、ざっと見積もっても億は軽く超えたとのお話が阿部理事長よりありました。復旧に向けた修繕に当たっては、国からの補

助金も出るそうですが、基準が厳しく被害の全部は補助対象にもならないことと、補助金の申請にあたっては膨大な書類作成が求められ、それが職員の多大な負担になっているということもあるということです。補助金申請手続きの簡素化や、補助基準の見直しなどが求められるところだと思います。

「人災」として問われる行政の責任

そもそも、こうした治水に難のある場所に、障害者福祉施設を建てざるを得なかったということに、国と県の責任が問われるところです。というのも、けやきの郷が初雁の家を建てるにあたっては、建設候補地が周辺住民の反対運動により実に20回以上も変更を余儀なくされたということがあり、ようやく辿り着いたのが今の場所だった訳ですが、それが川縁の水害危険区域だったにもかかわらず、住民の反対がないということの方を重視して、この地に建設の許可をした責任が、国と県にはあると思われます。これはある意味で「人災」であるとも言えると思われます。

今必要な支援

上記のことを踏まえて、けやきの郷が今必要とされている支援をまとめると、大きく次の2点になります。

1. 義援金（支援金）の寄付

補助金で賄いきれない修繕費や設備・備品購入費、避難先での生活必需品購入費、職員の超過勤務手当、事業停止または縮小による給付費収入の不足分補填等々。

2. 他施設でのご利用者の受入

避難生活をされている方を、復旧までの期間短期入所等により他施設で生活支援をする。それにあたっては、けやきの郷の職員が付き添うのではなく、受け入れ先の施設ですべて支援を行う。

以上、とにかくご利用者の方々のストレスと職員の方々の疲弊が激しく、一刻も早く支援の手を差し伸べる必要があります。

この報告を目にされた方のご協力をお願い致します。